

<法律婚の場合の神戸市内に居住する兩人であることを証明する書類（表①）>

状 況		必 要 書 類	備 考
夫婦が 同一世帯	世帯主が夫または妻	★住民票の写し（夫婦分） ※続柄を記載すること	夫および妻が 神戸市内に居 住する場合の み
	世帯主が夫でも妻でもない	★住民票の写し（夫婦分） ※続柄及び戸籍の筆頭者を記載すること	
	夫または妻のいずれか一方が 外国籍を有する等により別姓	★住民票の写し（夫婦分） ※続柄を記載すること ☆日本国籍を有する者の戸籍謄本（又は抄本）	
	夫および妻が外国籍を 有し、かつ別姓	★住民票の写し（夫婦分） ※続柄を記載すること ☆婚姻日を証明する書類 （外国語による書類の場合は日本語訳を添付）	
夫婦が 別世帯	夫および妻が日本国籍を 有する	★住民票の写し（神戸市内居住者のもの） ★戸籍謄本（又は抄本）（夫婦両方を載せたもの）	夫または妻が 神戸市外に居 住する場合を 含む
	夫または妻のいずれか一方が外 国籍を有する	★住民票の写し（神戸市内居住者のもの） ★日本国籍を有するものの戸籍謄本（又は抄本）	
	夫および妻が外国籍を 有する	★住民票の写し（神戸市内居住者のもの） ★婚姻日及び婚姻関係を証明する書類 （外国語による書類の場合は日本語訳を添付）	

<事実婚の場合の神戸市内に居住する兩人であることを証明する書類（表②）>

状 況		必 要 書 類	備 考
兩人が 同一世帯	世帯主が申請する 兩人のいずれか	●住民票の写し（兩人分） ※続柄を記載すること ●戸籍謄本（兩人分） ●事実婚関係に関する申立書	兩人が神戸市 内に居住する 場合のみ
	世帯主が申請する 兩人のいずれでもない	●住民票の写し（兩人分） ※続柄を記載すること ●戸籍謄本（兩人分） ●事実婚関係に関する申立書	
	申請する兩人のいずれか 一方が外国籍を有する	●住民票の写し（兩人分） ※続柄を記載すること ●日本国籍の方の戸籍謄本 ●外国籍の方の婚姻要件具備証明書等 ●事実婚関係に関する申立書	
	申請する兩人が外国籍を 有する	●住民票の写し（兩人分） ※続柄を記載すること ●兩人の婚姻要件具備証明書 ●事実婚関係に関する申立書	
兩人が 別世帯	申請する兩人が日本国籍を 有する	●住民票の写し（神戸市内居住者のもの） ●戸籍謄本（兩人分） ●事実婚関係に関する申立書 （同一世帯でない理由を記載）	兩人のいづれ かが神戸市外 に居住する場 合を含む
	申請する兩人のいずれか一方 が外国籍を有する	●住民票の写し（神戸市内居住者のもの） ●日本国籍の方の戸籍謄本 ●外国籍の方の婚姻要件具備証明書等 ●事実婚関係に関する申立書 （同一世帯でない理由を記載）	
	申請する兩人が 外国籍を有する	●住民票の写し（神戸市内居住者のもの） ●兩人の婚姻要件具備証明書等 ●事実婚関係に関する申立書 （同一世帯でない理由を記載）	

●印のものは令和3年度神戸市不妊に悩む方への特定治療費助成を3か月以内に行っていたとしても、申請時点の最新のものを再度提出してください。